

Y A I C H I T R A V E Lアライアンス加盟店規約

第1条（目的）

株式会社NEXT81（以下「当社」という）及び加盟店（以下「加盟店」という）とは、当社が提供する訪日旅行客向け配送プラットフォーム「Y A I C H I T R A V E Lアライアンス」（以下「本サービス」という）の利用、商品の海外配送等に関し、以下のとおり加盟店規約（以下「本規約」という）を締結する。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下のとおりとする：

1. 「加盟店」とは、本規約に同意し、本サービスを利用する事業者をいう
2. 「利用者」とは、加盟店で商品を購入し、本サービスを通じて海外配送を依頼する者をいう
3. 「海外配送サービス」とは、加盟店で購入された商品を利用者の指定する海外住所へ配送するサービスをいう
4. 「配送パートナー」とは、当社が本サービスの実施のために提携する配送事業者をいう

第3条（本規約の変更等）

1. 当社及び加盟店は、本規約及びユーザーガイドその他の当社が定める約款（以下「本規約等」という）に従い、本契約を履行しなければならない。
2. 当社は、当社の裁量により、30日前に変更する旨、変更内容、効力発生時期を加盟店に電子メールで送信する方法、当社のウェブサイト上に掲載する方法その他の適切な方法により加盟店に周知することにより、本規約等を変更することができ、加盟店は変更後の本規約等に従い、本契約を履行しなければならない。

第4条（契約の成立）

1. 加盟店となることを希望する者（以下「加盟希望者」という）は、当社指定の方法により当社に提出した加盟希望者の必要事項が全て記入された本申込書並びに当社が指定する資料（以下「申込書等」という）を提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとする。
2. 加盟希望者は、申込書等につき、その内容が真実かつ正確なものであることを当社に対し、保証する。
3. 当社は、第1項の申し込みを受け、加盟希望者の審査を行い、当社が当該申し込みを承諾したとき、当社と加盟店との間で、本規約を内容とする契約（以下「本契約」という）が成立する。
4. 加盟店は、申込書等の記載内容に変更があった場合、直ちに当社に対し、指定された方法により、変更内容を届け出るものとする。

第5条（加盟店情報の利用）

1. 加盟店は、当社が加盟店から提供された情報（店舗名、所在地、営業時間、店舗画像等を含むがこれらに限られない）を、本サービスの提供、宣伝及び広報活動（ウェブサイト掲載、SNS投稿等を含む）のために使用することを承諾する。
2. 加盟店は、前項の情報に変更が生じた場合、又は誤りを発見した場合、直ちに当社指定の方法により報告するものとする。
3. 当社は、加盟店情報の利用にあたって、加盟店の信用又は名誉を毀損することのないよう配慮するものとする。

第6条（本サービスの内容）

1. 加盟店は、本サービスにおいて以下のサービスを利用することができる：（1）当社指定のQRコード及び荷物識別ステッカーの店頭設置（2）利用者の商品の海外配送手配（3）

配送パートナーとの連携による集荷サービス

2. 加盟店は、本サービスの運用に必要な以下の備品等の提供を受けるものとする：(1) Y A I C H I T R A V E L アライアンスステッカー (2) QRコード付きアクリルスタンド (3) 運用ガイドライン (4) 荷物識別ステッカー

第7条 (禁止商品)

1. 加盟店は、以下の商品について本サービスを利用した配送を行ってはならない：(1) 航空法その他の法令により輸送が禁止されている物品 (2) 銃刀法、麻薬取締法等の法令に違反する物品 (3) 危険物、可燃物その他の航空機での輸送に適さない物品 (4) 日本国外への持ち出しが禁止されている物品 (5) 生もの、生鮮食品 (7) その他当社が不適切と判断した物品

第8条 (料金及び支払い)

1. 加盟店は、以下の料金を当社に支払うものとする：(1) 基本料金：1,000円/月(税別) (2) 年間契約：10,000円/年(税別) (12ヶ月分一括払い) (3) 配送手数料：100円/件(税別)
2. 支払条件 (1) 基本料金は月末締め翌月末払い (2) 年間契約料金は契約時一括払い (3) 配送手数料は月次精算
3. 請求及び確認 (1) 当社は、毎月7日までに、基本料金及び追加料金(発生した場合)を記載した請求書を加盟店に提供する。(2) 加盟店は、請求書受領後3営業日以内に、請求金額への同意又は異議を当社に通知するものとする。(3) 加盟店からの通知が3営業日以内でない場合、加盟店は請求金額に同意したものとみなす。
4. 支払期限及び未払いの場合の措置 (1) 加盟店は、請求金額を当月末日までに支払うものとする。(2) 当月末日までに支払いが確認できない場合、5営業日の猶予期間を設けるものとする。(3) 猶予期間を経過しても支払いが確認できない場合、当社は本サービスの提供を一時停止することができる。(4) 支払い完了が確認された後、本サービスの提供を再開するものとする。
5. 支払方法 (1) 加盟店は、当社が別途定める方法により料金を支払うものとする。(2) 支払いに伴う手数料は、加盟店の負担とする。

第9条 (遅延損害金)

加盟店が本規約等に基づく支払いを怠った場合、加盟店は、支払期限の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払う義務を負うものとする。

第10条 (禁止事項)

加盟店は、本サービスの利用にあたり、次の行為(準備行為を含む)を行わないものとする：

1. 日本国その他の国の法令に違反する行為
2. 本サービスの運営を妨害する行為
3. 当社の信用を毀損する行為
4. 当社のシステムに不正にアクセスする行為
5. 虚偽の情報を提供する行為
6. 利用者のプライバシーを侵害する行為
7. 本サービスを利用した詐欺的行為
8. 本サービスの目的外利用
9. 直接的、間接的を問わず、反社会的勢力に利益を提供する行為
10. その他、当社が不適切と判断する行為

第11条 (契約期間)

1. 本契約の最低契約期間は1ヶ月間とする。

2. 契約期間中であっても、当社及び加盟店は30日前までに相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

第12条（契約解除）

1. 当社は、加盟店が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なく本契約を解除することができる：（1）本規約に違反した場合（2）当社の信用を毀損する行為を行った場合（3）その他当社が不適切と判断した場合
2. 前項による契約解除は、当社の加盟店に対する損害賠償の請求を妨げない。

第13条（個人情報保護）

1. 加盟店は、本サービスを通じて知り得た利用者の個人情報を、以下のとおり取り扱うものとする：（1）本サービスの提供目的にのみ使用すること（2）適切な安全管理措置を講じること（3）第三者への開示・提供を行わないこと
2. 加盟店は、個人情報の漏洩等が発生した場合、直ちに当社に報告し、その指示に従うものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、自己又はその役員、従業員等が反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。
2. 当社は、加盟店が反社会的勢力に該当すると判断した場合、直ちに本契約を解除することができる。

第15条（協議）

1. 本規約等に定めのない事項又は本規約等の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとする。
2. 前項の協議が整わない場合、当社の判断に従うものとする。

第16条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とする。
2. 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2025年1月6日施行